

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢板市長

市町村名 (市町村コード)	栃木県矢板市 (09211)	
地域名 (地域内農業集落名)	川崎反町、境林、高塩、館ノ川、合会、倉掛地区 (川崎反町、境林、高塩、館ノ川、合会、倉掛)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域には今後大規模に耕作を予定している後継者は見当たらないことから、地域外からの意欲ある担い手の参入は歓迎する。大きい圃場(使いやすいく所)は引受先が見つかりやすいが、小さい圃場(使い勝手がよくないところ)だと非効率であり引受先が見つからなく、そのようなところが遊休農地となりやすい。今後も安定的な水路の確保が必要。担い手及びその他農業者において規模拡大の意向があることから、営農維持の支援や更なる農地集積・集約化を図る必要がある。
水田作付面積:主食用米112.6ha、麦14.4ha、飼料用米30.4ha、米粉用米4.2ha、WCS稲0.5ha、飼料用作物1.8ha、そば5.7ha、大豆12.1ha、園芸作物(いちご、しいたけ、えだまめ、やまのいも ほか)9.9ha、果樹6.3ha、保全管理25.3ha ほか

(2) 地域における農業の将来の在り方

作業非効率のため新たな耕作者が現れないような場所は農業に区切りをつけ、山林化していく。管理しにくい水田を畑作に転作(果樹園)。新たな産地化を目指し、今後水稻耕作ができないところに一体的に新作物を栽培する。農家の高齢化に伴い、市にスマート農業(機械の自動操縦等)導入補助金の導入を検討してもらう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	268.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	268.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作しやすい環境づくりに取り組み、地区内の担い手や規模拡大志向の農業者に対して更なる農地集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、担い手等が耕作しやすい環境づくりを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区の農地に適した高収益作物の導入を検討する。導入にあたっては、機械化等の各種支援事業の活用も検討し、収益性の高い露地野菜等の生産に取り組む。 担い手が安心して営農できるよう各種事業の活用を視野に入れて有害獣被害への対策を講じる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ対策の一環としての環境整備
- ③農業用機械の自動操縦化
- ⑦水田の水路維持確保
- ⑩もうかる農業に向けた市独自の制度づくり